

条 例

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十九号

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一項第一号事務の欄中「トまで及びリ」を「リまで及びル」に、「同号チ」を「同号ヌ」に、「同号ヌ」を「同号ヲ」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。